

見附市立病院 障害者活躍推進計画

機関名	見附市立病院
任命権者	市長
計画期間	令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間）
障害者雇用に関する課題	見附市は平成15年度より認定地方機関として特例認定を受けている。市立病院では慢性的に不足する医師や看護師等の人員を確保するため、臨時職員や非常勤職員の確保について取り組んでいるが、正職員の募集・採用については見附市で実施している。 職員構成は、見附市職員として採用した常勤の専門職員や事務職員のほか、各職種に非常勤職員等があり、幅広い構成員で組織されている。近年障害のある職員が在籍したことがないこともあり、障害者雇用における課題は生じていないため、組織的な体制整備は特段行ってこなかったが、障害のある職員が配置された場合を想定し、障害者雇用に関する職員の理解を深めていく必要がある。
目標	
1 採用に関する目標	今後も職員の募集・採用については、会計年度任用職員等の確保について取り組んでいくが、正職員の募集・採用については独自に行う見込みはない。また、病院の専門職員は、障害者任免制度の旧除外職員に該当する職種も多いため、全ての職種で募集・採用を行うことは難しいと考えるが、事務員等で障害のある正職員が配置された場合や会計年度任用職員を雇用する場合、また、在職中に障害者となった職員などを考え、負担なく業務が遂行できるよう職務内容等について検討する。また、研修など障害者雇用に関する知識を得るための機会を設け、障害者雇用に関する職員の理解の促進を図る。 （評価方法） 事務長が、年1回実施状況を点検し、任命権者である市長に報告する。
2 定着に関する目標	特に無し
取組内容	
1 障害者の活躍を推進する体制整備	
障害者雇用推進者として事務長を選任する（令和元年12月1日選任済）。	
2 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	
障害のある職員を雇用又は配置された場合は、本人に職場での配慮事項等を確認し、負担なく遂行できる職務内容の選定について検討する。	
3 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	
現在、障害のある職員は在籍していないが、今後は人員体制等を考慮しつつ、雇用可能な職種や業務内容の選定等について検討し、雇用した場合に対応できるように検討を進めるほか、在籍している職員に対しては、研修への参加など障害者雇用に関する知識を得るための機会を設け、障害者雇用に関する職員の理解の促進を図る。	
4 その他	
① 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。	